

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-2-3 千代川ビル 4階

海外出国時の源泉所得税の取り扱い

Q 私は海外駐在を命ぜられ、来月出国する予定です。この場合、居住者から非居住者に切り替わるタイミングはいつでしょうか？また、源泉徴収の取り扱いはどのようにになりますか？

解説

出国する場合、**出国日の翌日**から非居住者に切り替わります。源泉税についてはあくまでも国内源泉所得を支払う場合のみ、源泉徴収が必要です。

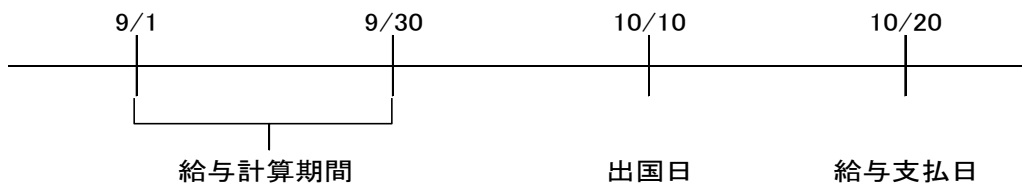
1. 居住者と非居住者で切り替わるタイミング

出国する場合、**出国日の翌日**から非居住者になります。

2. 出国後に支払われる給与

①給与の計算期間後に出国する場合

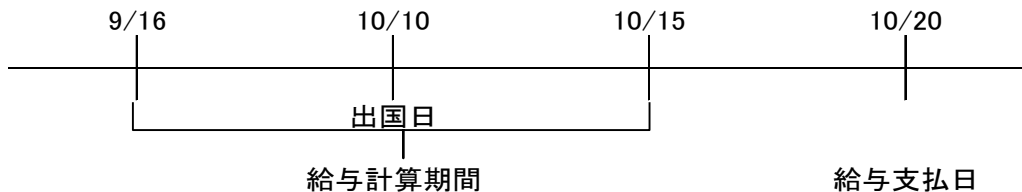
例) 給与の計算期間が 9/1～9/30 で出国日が 10/10、給与の支払日が 10/20



→10/20 に支払う給与から **20.42%の源泉徴収が必要**です。

②給与の計算期間中に出国する場合

例) 給与の計算期間が 9/16～10/15 で出国日が 10/10、給与の支払日が 10/20



→給与の計算期間の途中において非居住者となった日以後に支給期の到来するその計算期間の給与のうち、その計算期間が1月以下である場合、その総額を国内源泉所得に該当しないものとして差し支えなく、結論として**源泉徴収は不要**となります。

要するに…

国外に出国する社員に支払う給与でも、出国日が給与の計算期間内である場合と、計算期間後である場合で、源泉税の取り扱いは異なるので注意が必要です。